

所定疾患施設療養費について

所定疾患療養費とは、入所様が肺炎、尿路感染症、带状疱疹、蜂窩織炎を発症されて、施設内にて投薬、検査、注射、処置等を行った場合に算定される費用です。

所定疾患施設療養費算定状況(令和4年度)

診断名/月		4月	5月	6月	7月	8月	9月
肺炎	人数	1	2	1			
	治療日数	1	11	5			
尿路感染症	人数	5	4	10			
	治療日数	34	31	64			
带状疱疹	人数	0	0	0			
	治療日数	0	0	0			
蜂窩織炎	人数	1	2	0			
	治療日数	10	10	0			

診断名/月		10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	人数						
	治療日数						
尿路感染症	人数						
	治療日数						
带状疱疹	人数						
	治療日数						
蜂窩織炎	人数						
	治療日数						